

# 消費税法能力検定試験（サンプル問題） 問題用紙

## 1 級

（令和×年×月×日施行）

問題用紙は回収します。持ち帰り厳禁です。

### 注 意

- ・試験開始の合図があるまで、問題用紙は開かないでください。
- ・この試験の制限時間は1時間30分です。
- ・解答は、問題の指示にしたがい、すべて解答用紙の指定の位置に記入してください。
- ・解答用紙の所定の位置に、試験会場、受験番号を必ず記入してください。これらの記入もれがある場合や、氏名を記入した場合には、採点の対象とならない場合があります。
- ・印刷の汚れや乱丁、筆記用具の不具合などで必要のある場合は、手をあげて試験担当者に合図をしてください。
- ・下敷きは、机の不良などで特に許されたもの以外は使用してはいけません。
- ・計算用具（そろばん・計算機能のみの電卓など）を使用してもかまいません。

#### <解答上の注意事項>

採点にあたって、以下のものは不正解とします。

- (1) 黒鉛筆または黒シャープペン以外で書いてあるもの
- (2) 金額の3桁ごとにカンマ（,）をつけずに解答しているものや「1' 000」のように上付きカンマで解答しているもの
- (3) カンマ（, 数字の下側に左向き）を小数点（.）や読点（、数字の下側に右向き）で記述しているもの

主 催 公益社団法人 全国経理教育協会  
後 援 文 部 科 学 省

## 消費税法能力検定試験 サンプル問題

## 1 級

## 解答は解答用紙に

**第1問** 次の1. から6. について、各文章の空欄に適切な用語又は文章を記入して文章を完成させなさい。  
また、7. 及び8. について、指示に従い選択肢の中から一つ解答しなさい。なお、5. から6. につき、消費税法に関連する法令に規定される用語又は文章は、法令の条文に従った記述として解答すること。ただし、空欄の記入においては、文中の用語又は文章が入る場合もあるので注意すること。(20点)

1. 資産の譲渡等とは、事業として  行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（代物弁済による資産の譲渡その他  行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として一定のものを含む。）をいう。
2. その事業年度の  がない法人（社会福祉法人等を除く。）のうち、新設法人については、その新設法人の  がない事業年度に含まれる各課税期間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、小規模事業者に係る納税義務の免除の規定は適用しない。
3. 事業者が国内において行う  賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額については、仕入れに係る消費税額の控除の規定を適用しない。
4. 事業者（  を除く。）は、課税期間ごとに、その課税期間の末日の翌日から2月以内に、一定の事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。
5. 事業者が、国内以外の地域における  のため、資産を輸出した場合において、その証明があったときは、その輸出を課税資産の譲渡等に係る輸出取引等とみなして、仕入れに係る消費税額の控除の規定を適用する。
6.  とは、資産の譲渡等のうち、電気通信回線を介して行われる著作物の提供その他の電気通信回線を介して行われる役務の提供（電話、電信その他の通信設備を用いて他人の通信を媒介する役務の提供を除く。）であって、他の資産の譲渡等の結果の通知その他の他の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供以外のものをいう。
7. 次の文章のうち、正しいものを一つ選択しなさい。
  - ① 簡易課税制度は、課税期間における課税売上高が5千万円以下であれば適用できる。
  - ② 簡易課税制度において、みなし仕入率は、第一種事業から第六種事業まで区分し定められている。
  - ③ 不動産業は、第五種事業のみなし仕入率が適用される。
  - ④ 農業における飲食料品の譲渡は、第三種事業のみなし仕入率が適用される。
8. 次の文章のうち、誤っているものを一つ選択しなさい。
  - ① 借地権の更新料は、非課税取引に該当する。
  - ② 身体障害者用物品の部分品の譲渡は、非課税取引に該当しない。
  - ③ ゴルフ場利用株式の譲渡は、非課税取引に該当しない。
  - ④ 保険金の収受は、非課税取引に該当する。

**第2問** 公益財団法人甲社に関する次の資料に基づき、同社の当課税期間（自令和4年4月1日 至令和5年3月31日）における特定収入に係る課税仕入れ等の税額を求めなさい。（15点）

[資料]

- (1) 当課税期間における課税資産の譲渡等の対価の額の合計額は289,894,000円（標準税率適用，税込金額）である。
- (2) 当課税期間における非課税資産の譲渡等の対価の額の合計額は12,700,000円である。
- (3) 当課税期間における特定収入の合計額は48,000,000円であり，その内訳は次のとおりである。

① 課税仕入れ等に係る特定収入の合計額	16,000,000円
② 課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入の合計額	32,000,000円
- (4) 当課税期間における課税仕入れの金額の合計額は178,765,000円（標準税率適用，税込金額）である。
- (5) 当課税期間における課税売上割合は97%である。

## 【計算過程】

## 第2問 (15点)

## 1. 特定収入割合の判定

(1) 資産の譲渡等の対価の額の合計額

$$\boxed{\phantom{000000000000}} = \boxed{\text{①}} \text{円}$$

(2) 特定収入の合計額

$$\boxed{\phantom{000000000000}} \text{円}$$

(3) 判定

$$\left\{ \begin{array}{l} \frac{\text{(2)}}{\text{(1)} + \text{(2)}} \end{array} \right\} \begin{array}{l} > \\ \leq \end{array} \boxed{\text{②}} \% \quad \text{故に調整の適用} \left\{ \begin{array}{l} \text{あり} \\ \text{なし} \end{array} \right\}$$

## 2. 調整割合

$$\frac{\boxed{\phantom{000000000000}}}{\boxed{\phantom{000000000000}}} = \frac{\boxed{\phantom{000000000000}} \text{円}}{\boxed{\phantom{000000000000}} \text{円}}$$

## 3. 特定収入に係る課税仕入れ等の税額

(1) 課税仕入れ等に係る特定収入に係る税額

$$\boxed{\phantom{000000000000}} = \boxed{\text{③}} \text{円}$$

(2) 課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入に係る税額

$$\left( \boxed{\phantom{000000000000}} - \boxed{\phantom{000000000000}} \text{円} \right) \times \frac{\boxed{\phantom{000000000000}} \text{円}}{\boxed{\phantom{000000000000}} \text{円}}$$

$$= \boxed{\text{④}} \text{円}$$

(3) 合計

$$\text{(1)} + \text{(2)} = \boxed{\text{⑤}} \text{円}$$

**第3問** 株式会社乙（以下、「乙社」という。）は、飲食物品（軽減税率適用）の販売業を営む法人である（税込経理を採用）。以下の資料に基づき、乙社の設立第1期、第2期、第3期における各事業年度の納税義務を判定しなさい。なお、乙社は、課税事業者選択届出書を提出したことはなく、特定新規設立法人にも該当しない。また、乙社は、調整対象固定資産及び高額特定資産の購入はしていない。（15点）

[資料]

- (1) 乙社は、令和3年1月1日に資本金3,000,000円で設立され、その事業年度は毎年4月1日から3月31日である。
  - (2) 乙社は、令和3年3月17日に資本金を10,000,000円に増資した。
  - (3) 乙社の第1期及び第2期の取引状況等は、次のとおりである。
    - ① 第1期（自令和3年1月1日 至令和3年3月31日）

イ. 資産の譲渡等の金額	2,488,320円
ロ. イのうち非課税取引に係るもの	120円
    - ② 第2期（自令和3年4月1日 至令和4年3月31日）

イ. 資産の譲渡等の金額	30,852,360円（12,448,420円）
ロ. イのうち非課税取引に係るもの	652円（340円）
- ※括弧書きの金額は、令和3年4月1日から令和3年9月30日の期間に係るものである。
- ③ 乙社の第2期（前課税期間）開始の日以後6月の期間に支払った給与等の合計額（所得税法第231条第1項に規定する支払明細書に記載すべき給与等の金額）は9,600,000円である。

## 第3問 (15点)

## 1. 第1期における納税義務の判定

## (1) 基準期間の判定

基準期間  $\left\{ \begin{array}{l} \text{あ} \text{り} \\ \text{な} \text{し} \end{array} \right\}$

## (2) 特定期間の判定

特定期間  $\left\{ \begin{array}{l} \text{あ} \text{り} \\ \text{な} \text{し} \end{array} \right\}$

## (3) 新設法人の判定

資本金の額  $\boxed{\text{①}} \text{円} \begin{array}{l} \geq \\ < \end{array} 10,000,000 \text{円} \quad \therefore \text{納税義務} \left\{ \begin{array}{l} \text{あ} \text{り} \\ \text{な} \text{し} \end{array} \right\}$

## 2. 第2期における納税義務の判定

## (1) 基準期間の判定

基準期間  $\left\{ \begin{array}{l} \text{あ} \text{り} \\ \text{な} \text{し} \end{array} \right\}$

## (2) 特定期間の判定

特定期間  $\left\{ \begin{array}{l} \text{あ} \text{り} \\ \text{な} \text{し} \end{array} \right\}$

## (3) 新設法人の判定

資本金の額  $\boxed{\phantom{000000}} \text{円} \begin{array}{l} \geq \\ < \end{array} 10,000,000 \text{円} \quad \therefore \text{納税義務} \left\{ \begin{array}{l} \text{あ} \text{り} \\ \text{な} \text{し} \end{array} \right\} \text{②}$

(解答用紙にいずれかを記入すること)

## 3. 第3期における納税義務の判定

## (1) 基準期間の判定

$\boxed{\phantom{0000000000}} = \boxed{\text{③}} \text{円} \begin{array}{l} > \\ \leq \end{array} 10,000,000 \text{円}$

## (2) 特定期間の判定

## イ. 課税売上高による判定

$\boxed{\phantom{0000000000}} = \boxed{\text{④}} \text{円} \begin{array}{l} > \\ \leq \end{array} 10,000,000 \text{円}$

## ロ. 給与等の合計額による判定

給与等の合計額  $\boxed{\phantom{0000000000}} \text{円} \begin{array}{l} > \\ \leq \end{array} 10,000,000 \text{円}$

$\therefore \text{納税義務} \left\{ \begin{array}{l} \text{あ} \text{り} \\ \text{な} \text{し} \end{array} \right\} \text{⑤}$

(解答用紙にいずれかを記入すること)

**第4問** 丙株式会社（以下「丙社」という。）は機械器具の販売業を営む法人であり、丙社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの当課税期間における取引等の状況は、次の〔資料〕のとおりである。

これに基づき、丙社の当課税期間における納付すべき消費税額をその計算過程（判断を要する部分については、その理由を含む。）を示して計算しなさい。（50点）

なお、計算に当たっては、次の事項を前提とすること。

- (1) 会計帳簿における経理は、すべて消費税及び地方消費税を含んだ金額により経理している。
- (2) 取引等は、特に断りのある場合を除き、
  - ・国内において行われたものとする。
  - ・他の者から受けた元年輕減対象資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項。以下「軽減税率対象品目の仕入れ」という。）は無いものとする。
  - ・収入及び支出において消費税率等の経過措置により旧税率が適用される取引は無いものとする。
- (3) 消費税法令の規定に基づき適用される計算方法が2以上ある事項については、当課税期間の消費税額が最も少なくなる方法を採用するものとする。
- (4) 丙社は、前課税期間まで継続して納税義務者であり、個別対応方式により仕入れに係る消費税額を計算し確定申告をしている。
- (5) 丙社は、設立以来「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出をしたことがない。
- (6) 当課税期間において、個別対応方式を適用するための課税仕入れ等の区分は正しく行われており、消費税法第30条第3項第2号に規定されている「課税売上割合に準ずる割合」の承認は受けていない。なお、課税仕入れ、保税地域からの引取りに係る課税貨物について、課税資産の譲渡等にものみ要するもの、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等（以下「その他の資産の譲渡等」という。）にものみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの（以下「共通課税仕入れ」という。）の区分については、特に断りのある場合を除き、資産の譲渡等との対応関係が明確であるものは、課税資産の譲渡等にものみ要するもの又はその他の資産の譲渡等にものみ要するものとし、これら以外のものは共通課税仕入れとする。
- (7) 課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等は、法令に従って適正に保存されている。また、輸出入取引等については、その証明書類が法令に従って適正に保存されている。
- (8) 納付すべき地方消費税額については、計算する必要はない。

[資料]

1. 丙社の当課税期間の損益計算書の内容は、次のとおりである。

<u>損 益 計 算 書</u>		
(自令和4年4月1日 至令和5年3月31日)		(単位：円)
I 売上高		
総売上高	249,057,000	
売上値引	1,672,000	247,385,000
II 売上原価		
期首商品棚卸高	18,226,000	
当期商品仕入高		
総仕入高	157,304,000	
仕入値引	923,000	156,381,000
計	174,607,000	
期末商品棚卸高	20,009,000	154,598,000
売上総利益		92,787,000
III 販売費及び一般管理費		
役員報酬	16,800,000	
従業員給与手当	28,314,000	
法定福利費	7,225,000	
福利厚生費	785,000	
商品荷造運送費	3,095,000	
広告宣伝費	1,848,000	
旅費交通費	1,831,000	
通信費	1,209,000	
接待交際費	992,000	
寄附金	704,000	
消耗品費	1,152,000	
地代家賃	4,260,000	
販売奨励金	88,000	
諸会費	252,000	
修繕費	1,188,000	
租税公課	3,685,000	
支払手数料	1,535,000	
減価償却費	1,574,000	



支払保険料	398,000	
その他の費用	3,159,000	80,094,000
営業利益		12,693,000
IV 営業外収益		
仕入割引	36,000	
受取利息	238,000	
受取配当金	124,000	
社宅使用料収入	492,000	890,000
V 営業外費用		
支払利息	287,000	
貸倒損失	420,000	707,000
経常利益		12,876,000
VI 特別利益		
固定資産売却益	9,600,000	
投資有価証券売却益	850,000	
国庫補助金等収入	2,000,000	
償却債権取立益	130,000	12,580,000
税引前当期純利益		25,456,000

2. 損益計算書の内容に関して、付記すべき事項は次のとおりである。

(1) 総売上高の内訳は、次のとおりである（いずれの売上高も非課税取引に係るものは含まれていない。）。

- |                      |              |
|----------------------|--------------|
| ① 国内の事業者及び消費者に対する売上高 | 245,916,000円 |
| ② 輸出免税の対象取引に係る売上高    | 3,141,000円   |

(2) 売上値引は、上記(1)の①に係るものである。

なお、丙社は、売上げの値引きについては、すべて売上値引勘定で処理している。

(3) 総仕入高には、丙社が輸入し、保税地域から引き取った商品分20,900,000円が含まれており、これ以外のものについては、国内における課税仕入れに該当するものである。

なお、20,900,000円には、輸入の際、税関に納付した消費税額1,248,000円及び地方消費税額352,000円並びに当課税期間中に引き取った課税貨物につき納期限の延長を受けて未納となっている消費税額234,000円及び地方消費税額66,000円が含まれている。

(4) 仕入値引は、すべて当課税期間に国内で仕入れた課税商品に係るものである。

(5) 従業員給与手当のうち1,263,000円は、従業員に対する通勤定期代の支給額である。

(6) 法定福利費は、丙社負担分の社会保険料及び労働保険料である。

(7) 福利厚生費の内訳は、次のとおりである。

① 国内スポーツクラブの法人会員年会費（従業員の福利厚生のため）	198,000円
② 従業員の健康診断費用	382,000円
③ 従業員の慶弔費用	205,000円

このうち55,000円は花輪代、残額は現金による慶弔金である。

(8) 商品荷造運送費は、いずれも販売した商品に係るものであり、その内訳は次のとおりである。

① 国内販売商品に係る国内運賃及び荷造費	2,618,000円
② 輸出商品に係る丙社から国内の港までの運賃	121,000円
③ 輸出商品に係る国内の港から外国の港までの運賃	228,000円
④ 輸出許可を受けた商品の荷役及び保管料	36,000円
⑤ 輸入商品に係る通関業務料金	92,000円

(9) 広告宣伝費の内訳は、次のとおりである。

① 国内で発行されている業界誌に掲載した販売商品の広告費	1,386,000円
② 国内で発行されている就職情報誌に掲載した会社案内の広告費	462,000円

(10) 旅費交通費には、海外出張に係る旅費及び宿泊費261,000円が含まれているが、それ以外は国内の旅費及び宿泊費である。

(11) 通信費には、当課税期間の末日現在、未使用の郵便切手購入費14,000円及び国際通信費127,000円が含まれているが、それ以外は国内通信に係るものである。なお、丙社は、郵便切手類につき継続して購入日の属する課税期間の課税仕入れとすることとしている。

(12) 接待交際費の内訳は、次のとおりである。

① 取引先接待ゴルフ費	331,000円
② 取引先接待飲食費	209,000円
③ 取引先に対する贈答品購入費	397,000円

このうち97,200円は軽減税率対象品目の仕入れに該当する。

④ 取引先に対する慶弔費用（花輪代）	55,000円
--------------------	---------

(13) 寄附金の内訳は、次のとおりである。

① 社会福祉法人に寄贈した車いすの購入費相当額	340,000円
② 某独立行政法人に対して現金で行った寄附金	100,000円
③ 某県立高校に寄贈したタブレットパソコンの購入費相当額	264,000円

(14) 消耗品費は、すべて課税仕入れ（共通課税仕入れ）に該当する。

(15) 地代家賃の内訳は、次のとおりである。

① 商品倉庫の家賃	3,300,000円
② 従業員用社宅の家賃	960,000円

(16) 販売奨励金は、国内における商品の販売促進の目的で取引先に支払ったものである。

(17) 諸会費の内訳は、次のとおりである。

- |                              |          |
|------------------------------|----------|
| ① 同業者団体の会費（通常の業務運営のための経常的費用） | 120,000円 |
| ② 法人用のクレジットカードの年会費           | 132,000円 |

(18) 修繕費は、商品倉庫に係るものである。

(19) 支払手数料の内訳は、次のとおりである。

- |                |            |
|----------------|------------|
| ① 土地の売却手数料     | 1,460,000円 |
| ② 投資有価証券の売却手数料 | 75,000円    |

(20) 租税公課のうち2,263,800円は、消費税中間納付額である。

(21) その他の費用のうち、課税仕入れとなる費用は2,724,600円であり、すべて共通課税仕入れに該当する。この金額には、定期購読契約に基づく経済新聞の購読料（軽減税率対象品目の仕入れ）58,800円が含まれている。

(22) 仕入割引は、当課税期間における国内仕入れに係る買掛金の支払いを契約より早期に行ったため仕入先から受けたものである。

(23) 貸倒損失の内訳は、次のとおりである。

- |                                 |          |
|---------------------------------|----------|
| ① 平成31年4月に国内で販売した商品に係る売掛金の回収不能額 | 270,000円 |
| ② 令和2年5月に国内の取引先に貸し付けた金額の回収不能額   | 150,000円 |

(24) 固定資産売却益は、所有していた土地の売却（売却価額48,800,000円、帳簿価額39,200,000円）に係るものである。なお、この土地の売却に関する手数料は、支払手数料勘定で処理している。

(25) 投資有価証券売却益は、所有していた株式の売却（売却価額2,500,000円、帳簿価額1,650,000円）に係るものである。なお、この株式はゴルフ場利用株式等に該当し、また、この株式の売却に関する手数料は、支払手数料勘定で処理している。

(26) 償却債権取立益は、丙社が平成31年2月に商品を国内で販売した代金が貸倒れとなり、前課税期間において貸倒処理したものについて、当課税期間に領収したものである。

3. 当課税期間における上記以外の資産の増減に関する資料は、次のとおりである。

- (1) 乙社は、同社の役員に商品（仕入価額150,000円、通常の販売価額220,000円）を贈与している。
- (2) 乙社は、同社の従業員に商品（仕入価額27,000円、通常の販売価額30,000円）を贈与している。
- (3) 乙社は、商品配送車両を2,035,000円で取得している。
- (4) 乙社は、仕入先に対する買掛金352,000円の弁済として時価380,000円（帳簿価額350,000円）の美術品を引き渡している。

## 第4問 (50点)

## I. 課税標準額に対する消費税額の計算等

区 分	金 額	計 算 過 程
1. 課税標準額	円	1. 課税標準額の計算 ① 総売上高 円 ② ( ) ① 円 ③ 役員贈与 円 > ( 円 × % ) 円 ≤ ∴ ② 円 ④ 代物弁済 ③ 円 ⑤ 合 計 計 円 × $\frac{\quad}{\quad}$ = 円 → 円 ( 円 未満切り捨て)
2. 課税標準額に対する消費税	円	2. 課税標準額に対する消費税額の計算 円 × % = 円
3. 課税標準額に対する消費税額の調整額の計算	④ 円	3. 課税標準額に対する消費税額の調整額の計算 (貸倒回収に係る消費税額の計算) 円 × $\frac{\quad}{\quad}$ = 円

## II. 控除税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
1. 課税売上割合	円 円	1. 課税売上割合の計算 (1) 課税売上高 イ. 国内売上高 ① 総売上高 円 ② 売上げに係る対価の返還等の金額 = 円

		<p>③ 国内売上高 ① - ② = <input type="text"/> 円</p> <p>ロ. 輸出売上高 <input type="text"/> 円</p> <p>ハ. 合計 イ. + ロ. <input type="text"/> 円</p> <p>(2) 非課税売上高</p> <p>① 受取利息 <input type="text"/> 円</p> <p>② ( <input type="text"/> ) <input type="text"/> ⑤ 円</p> <p>③ 土地売却高 <input type="text"/> ⑥ 円</p> <p>④ 合計 ① + ② + ③ = <input type="text"/> 円</p> <p>(3) 課税売上割合</p> <p style="text-align: center;"><input type="text"/> (1) 円</p> <hr style="width: 20%; margin: auto;"/> <p>(1) + (2) = <input type="text"/> 円</p> <p>(4) 判定 (不等号はいずれかを○で囲む)</p> <p>課税売上高 <input type="text"/> 円 <math>\begin{matrix} &gt; \\ \leq \end{matrix}</math> 500,000,000 円</p> <p>課税売上割合 <math>\frac{\text{<input type="text"/> 円}}{\text{<input type="text"/> 円}}</math> <math>\begin{matrix} \geq \\ &lt; \end{matrix}</math> <input type="text"/> ⑦ %</p> <p>したがって、控除対象仕入税額の計算は、 ( <input type="text"/> ) 又は ( <input type="text"/> ) により 行うこととなる。</p>
<p>2. 控除対象仕入税額</p>	<p><input type="text"/> 円</p>	<p>2. 控除対象仕入税額の計算</p> <p>(1) 課税仕入れ等の税額</p> <p>a. 課税資産の譲渡等にものみ要するもの</p> <p>イ. 国内取引</p> <p>① 総仕入高</p> <p><input type="text"/> = <input type="text"/> 円</p> <p>② 商品荷造運送費</p> <p><input type="text"/> = <input type="text"/> ⑧ 円</p> <p>③ 広告宣伝費 <input type="text"/> ⑨ 円</p>

④ ( )  円⑤ ( )  円⑥ 支払手数料  ⑩ 円⑦ ( )  円

⑧ 小計

計	円	×	<input type="text"/>	=	<input type="text"/>	円
---	---	---	----------------------	---	----------------------	---

ロ. 輸入取引

<input type="text"/>	=	<input type="text"/> ⑪	円
----------------------	---	------------------------	---

ハ. 合計

<input type="text"/> 円	+	<input type="text"/> 円	=	<input type="text"/> 円
------------------------	---	------------------------	---	------------------------

b. その他の資産の譲渡等にも要するもの

( )

<input type="text"/> 円	×	<input type="text"/>	=	<input type="text"/> ⑫	円
------------------------	---	----------------------	---	------------------------	---

c. 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの

イ. 標準税率適用分

① 従業員給与手当  円

② 福利厚生費

<input type="text"/>	=	<input type="text"/> ⑬	円
----------------------	---	------------------------	---

③ 広告宣伝費  円

④ ( )

<input type="text"/>	=	<input type="text"/> 円
----------------------	---	------------------------

⑤ ( )

<input type="text"/>	=	<input type="text"/> 円
----------------------	---	------------------------

⑥ 接待交際費

$$\boxed{\phantom{00000000}} = \boxed{\text{⑭}} \text{ 円}$$

⑦ 寄附金

$$\boxed{\text{⑮}} \text{ 円}$$

⑧ 消耗品費

$$\boxed{\phantom{00000000}} \text{ 円}$$

⑨ 諸会費

$$\boxed{\text{⑯}} \text{ 円}$$

⑩ その他の費用

$$\boxed{\phantom{00000000}} = \boxed{\text{⑰}} \text{ 円}$$

⑪ 小計

$$\boxed{\text{計}} \text{ 円} \times \boxed{\phantom{0.00}} = \boxed{\phantom{00000000}} \text{ 円}$$

ロ. 軽減税率適用分

① ( )  $\boxed{\text{⑱}} \text{ 円}$

② その他の費用  $\boxed{\phantom{00000000}} \text{ 円}$

③ 小計

$$\boxed{\text{計}} \text{ 円} \times \boxed{\phantom{0.00}} = \boxed{\phantom{00000000}} \text{ 円}$$

ハ. 合計

$$\boxed{\phantom{00000000}} \text{ 円} + \boxed{\phantom{00000000}} \text{ 円} = \boxed{\phantom{00000000}} \text{ 円}$$

(2) 返還等に係る税額（課税資産の譲渡等によりのみ要するものに係るもの）

$$\boxed{\phantom{00000000}} \times \boxed{\phantom{0.00}} = \boxed{\text{⑲}} \text{ 円}$$

(3) 個別対応方式による控除対象仕入税額の計算

$$\left( \boxed{\phantom{00000000}} \text{ 円} - \boxed{\phantom{00000000}} \text{ 円} \right) + \boxed{\phantom{00000000}} \text{ 円} \times \frac{\boxed{\phantom{00000000}} \text{ 円}}{\boxed{\phantom{00000000}} \text{ 円}} = \boxed{\phantom{00000000}} \text{ 円}$$

(4) 一括比例配分方式による控除対象仕入税額の計算

① 課税仕入れ等の税額

イ. 国内取引：標準税率適用分

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \right) \times \frac{\text{---}}{\text{---}} = \begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

ロ. 国内取引：軽減税率適用分

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \times \frac{\text{---}}{\text{---}} = \begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

ハ. 輸入取引

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

ニ. 合計

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array}} = \begin{array}{|c|} \hline \text{⑳ 円} \\ \hline \end{array}$$

② 返還等に係る税額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \times \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array}} = \begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

③ 差引計

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

(5) 判定（不等号はいずれかを○で囲む）

（個別対応方式）

（一括比例配分方式）

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array} > \begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array} < \begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

∴ (㉑) ) 方式が有利  $\begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$

3. 返還等対価に係る税額  $\begin{array}{|c|} \hline \text{㉒ 円} \\ \hline \end{array}$

3. 返還等対価に係る税額の計算  $\begin{array}{|c|} \hline \text{---} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$

4. 貸倒れに係る税額  $\begin{array}{|c|} \hline \text{㉓ 円} \\ \hline \end{array}$

4. 貸倒れに係る税額の計算  $\begin{array}{|c|} \hline \text{---} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$

5. 控除税額小計  $\begin{array}{|c|} \hline \text{--- 円} \\ \hline \end{array}$

5. 控除税額小計の計算  $\begin{array}{|c|} \hline \text{--- 円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{--- 円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{--- 円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{--- 円} \\ \hline \end{array}$



Ⅲ. 納付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
1. 差引税額	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto; text-align: right;">円</div>	<p>1. 差引税額の計算</p> $\boxed{\phantom{00000}} \text{円} + \boxed{\phantom{00000}} \text{円} - \boxed{\phantom{00000}} \text{円}$ $= \boxed{\phantom{00000}} \text{円} \rightarrow \boxed{\phantom{00000}} \text{円}$ <p style="text-align: right;">( <math>\boxed{\phantom{00000}}</math> 円 未満切り捨て)</p>
2. 納付税額	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto; text-align: right;">②⑤ 円</div>	<p>2. 納付税額の計算</p> $\boxed{\phantom{00000}} \text{円} - \boxed{\text{②④}} \text{円} = \boxed{\phantom{00000}} \text{円}$

消費税能力検定試験（サンプル問題）  
解答用紙

1 級

（令和×年×月×日施行）

解答用紙は回収します。持ち帰り厳禁です。

＜解答上の注意事項＞

採点にあたって、以下のものは不正解とします。

- 黒鉛筆または黒シャープペン以外で書いてあるもの
- 金額の3桁ごとにカンマ（,）をつけずに解答しているものや「1' 000」のように上付きカンマで解答しているもの
- カンマ（, 数字の下側に左向き）を小数点（.）や読点（、数字の下側に右向き）で記述しているもの

主 催 公益社団法人 全国経理教育協会  
後 援 文 部 科 学 省

## サンプル 消費税法能力検定試験 解答用紙

試験会場

受験番号

採点

## 1 級

## 第1問 (20点)

1	2	3	4
5			
6			
7		8	

## 第2問 (15点)

①	円	②	%
③	円	④	円
⑤	円		

## 第3問 (15点)

①	円	②	
③	円	④	円
⑤			

第4問 (50点)

①	円	②	円
③	円	④	円
⑤	円	⑥	円
⑦	%	⑧	円
⑨	円	⑩	円
⑪	円	⑫	円
⑬	円	⑭	円
⑮	円	⑯	円
⑰	円	⑱	円
⑲	円	⑳	円
㉑		㉒	円
㉓	円	㉔	円
㉕	円		

試験会場 \_\_\_\_\_

受験番号 \_\_\_\_\_

採点 \_\_\_\_\_

## 1 級

## 第1問 (20点)

1～4 @ 2点 × 4 = 8点

5～8 @ 3点 × 4 = 12点

1	2	3	4
対価を得て	基準期間	居住用	免税事業者
5			
資産の譲渡等又は自己の使用			
6			
電気通信利用役務の提供			
7		8	
②		④	

## 第2問 (15点)

@ 3点 × 5 = 15点

①	276,240,000 円	②	5 %
③	1,134,545 円	④	1,198,185 円
⑤	2,332,730 円		

## 第3問 (15点)

@ 3点 × 5 = 15点

①	3,000,000 円	②	あり
③	9,952,800 円	④	11,526,000 円
⑤	なし		

第4問 (50点)

@ 2点×25=50点

①	2,500,000 円	②	150,000 円
③	352,000 円	④	7,583 円
⑤	492,000 円	⑥	48,800,000 円
⑦	95 %	⑧	2,739,000 円
⑨	1,386,000 円	⑩	75,000 円
⑪	1,482,000 円	⑫	103,527 円
⑬	635,000 円	⑭	885,200 円
⑮	264,000 円	⑯	132,000 円
⑰	2,665,800 円	⑱	97,200 円
⑲	68,001 円	⑳	10,468,338 円
㉑	個別対応	㉒	124,800 円
㉓	15,750 円	㉔	2,263,800 円
㉕	2,810,800 円		